

治験収益を財源とする研究費等の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市立青葉病院及び千葉市立幕張海浜病院（以下「病院」という。）において実施する治験収益を財源とする研究費等（以下「治験関連研究費等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(治験収益等の受入れ)

第2条 治験の実施に要する事務的な経費等（被験者に支払う被験者負担軽減費（交通費）を除く。以下「治験事務経費」という。）の受入科目は、次のとおりとする。

（款）病院事業収益

（項）医業外収益

（目）その他医業外収益

（節）その他医業外収益（受託研究収益）

2 治験に係る保険外併用療養費の支給対象外の経費（以下「支給対象外経費」という。）の受入科目は、次のとおりとする。

（款）病院事業収益

（項）医業収益

（目）入院収益又は外来収益

（節）入院収益又は外来収益（保険外併用療養費支給対象外収益）

(治験関連研究費の財源及び限度額)

第3条 治験関連研究費等は、治験事務経費の受入見込額を財源とするものとする。

2 治験関連研究費等として支出することができる額は、前項の治験事務経費の受入見込額の100分の80を限度とする。

(研究費等の支出科目)

第4条 治験関連研究費等の支出科目は、別表第1に定めるとおりとする。

(研究費等の執行配分)

第5条 治験関連研究費等の執行配分は、治験審査委員会に諮ったうえで院長が決定し、各診療科等に配分するものとする。

(研究費等の執行)

第6条 治験関連研究費等は、各診療科等の申請に基づき執行するものとし、その事務処理は事務局総務班で行う。

(研究費等の経理)

第 7 条 治験関連研究費等の執行に当たっては、各治験及び各診療科等の経理を明らかにし、病院のその他の経費と明確に区分するとともに、使途別内訳等を把握するために必要な帳簿その他の方法により、適正に管理しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

款	項	目	節
病院事業費用	医業収益	材料費 経費	医療消耗備品補 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 賃借料
		研究研修費	研究材料費 謝金 図書費 旅費 研究雑費
資本的支出	建設改良費	固定資産購入費	器械備品購入費